

## 樹脂ペレットを使用等する事業者の皆様へ

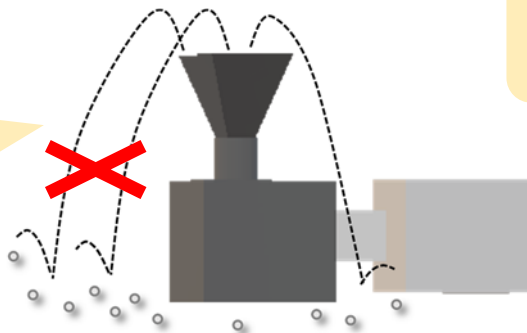
世界的に問題となっている海洋プラスチック汚染に対応するため、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき定める「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」に、樹脂ペレットの漏出防止に係る取組を定めました。  
樹脂ペレットを使用等する事業者の方は、指針に基づく取組の推進をお願いします。



横浜市環境科学研究所の調査により野島海岸で採取された樹脂ペレット

### 取組事項 1 こぼれ対策と清掃の徹底

①原料投入時やフォークリフトでの運搬作業等には樹脂ペレットが**こぼれることのないよう注意して作業**を行う。



②こぼれた場合には**速やかに清掃・捕集**を行う。



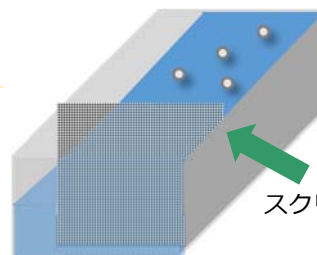
③使い残した樹脂ペレットの**包装の口はしっかり塞ぐ**。



### 取組事項 2 捕集設備の設置

こぼれた樹脂ペレットが外部に漏出するおそれがある**排出溝及びピットには、網状のスクリーン等の適切な捕集設備を設置**する。

- ◆具体的な設置事例は日本プラスチック工業連盟のホームページも参考にしてください。  
URL : <http://www.jpif.gr.jp/9kankyo/kankyo.htm>



スクリーンの設置

### 取組事項 3 管理体制の整備等

- 取組を徹底するため、作業管理マニュアルを策定し従業員教育を行う等、**管理体制を整備**する。
- 外部業者に**処理を委託する際は**、袋の破損等により樹脂ペレットが漏出することがないように、**適切な取扱方法について取り決めを行う**。

問合せ先等

- 横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課水質担当  
☎ 045(671)2489

- 「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」はホームページでご確認いただけます。  
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/index2.html>